議員提出議案第1号

厚木市議会会議規則の一部を改正する規則について

厚木市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年3月22日提出

提出者	厚木市議会議員	難	波	達	哉
賛成者	司	Ш	П		仁
	司	石	井	芳	隆
	同	髙	橋	知	己
	同	渡	辺	貞	雄
	司	名	切	文	梨
	司	栗	Щ	香代子	
	司	髙	田		浩
	同	後	藤	由紀子	

提案理由

女性を始めとする多様な人材の市議会への参画を促進するため、本会議や委員会への欠席事由として育児、看護及び介護等を明文化し、出産についても産前・産後期間に配慮した規定を整備するとともに、市議会に対する請願に係る規定の見直しを行うほか、所要の措置を講ずるため、本規則の一部を改正する。

厚木市議会会議規則の一部を改正する規則

厚木市議会会議規則(昭和42年厚木市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第63条(発言の取消しまたは訂正)」を「第63条(発言の取消し又は訂正)」に、「第68条(起立による表決)」を「第68条(起立等による表決)」に、「第129条(請願文書表の作成および配布)」を「第129条(請願文書表の作成及び配布)」に、「第131条(請願の取り下げ)」を「第131条(請願の取下げ)」に、

「第4章 辞職および資格の決定

第136条 (議長および副議長の辞職)

「第4章 辞職及び資格の決定

第136条 (議長及び副議長の辞職)

に改める。

第2条第1項中「、事故」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出席できないときは」の次に「、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」を加える。

第82条第1項中「、事故」を「、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「出席できないときは」の次に「、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」を加える。

第128条第1項中「邦文」を「邦文(点字によるものを含む。)」に、「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載(点字による記載を含む。)し」を「及び請願者の住所(法人の場合には、その所在地)を記載し」に、「署名」を「署名(法人の場合には、その名称の記載及び代表者の署名)」に改める。第129条の見出し中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「住所および氏名」を「住所(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

「第4章 辞職および資格の決定」を「第4章 辞職及び資格の決定」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。